

小牧市民病院喫茶等飲食店設置運営仕様書

1 目的

小牧市民病院内に喫茶等飲食店（以下「喫茶店」という。）を設置し、幅広い商品及びきめ細やかなサービスを提供することにより、小牧市民病院利用者および職員等の利便性の向上を図ることを目的とする。

2 貸付場所

診療棟3階の喫茶店エリア（面積176.15m²）（以下「喫茶店内」という。）

* 詳細は小牧市民病院喫茶等飲食店設置運営者選定プロポーザル実施要領（令和7年12月5日7小院総第1062号）を参照すること。

3 業務の概要

（1）業務内容

喫茶店設置運営者（以下「運営者」という。）は、小牧市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する建物の一部を小牧市財産管理規則第9条の規定を準用し借り受け、管理者と協議のうえ、運営に必要な設備を整備し、喫茶店の運営全般を実施する。

（2）期間

令和8年6月1日～令和13年5月31日（5年間）

4 運営等の条件

（1）業務開始予定：令和8年8月1日

* 業務開始するまでの行政財産目的外使用料等は発生しないものとする。

（2）営業日：平日は営業すること。

（3）営業時間：午前8時～午後6時までは確保すること。

（4）運営者の負担となる費用

- ・行政財産目的外使用料として128,589円及び消費税を毎月支払う。
- ・加算賃貸料として、販売売上高（税込）に対する提案されたパーセ

ンテージを毎月支払う。

- ・運営に必要な喫茶店内に設置するテーブル・椅子等設備及び通信費等の維持費用
- ・建築仕上として、喫茶店内の床・壁仕上げ及び厨房機器（手洗器）等各種工事費用
- ・清掃・防虫・消毒等の衛生管理費及びごみ処理にかかる経費 等

(5) 病院の負担となる費用

- ・水道光熱費

(6) 取扱商品

病院という施設の特殊性を考慮し、飲食を提供すること。なお、酒類は提供しない。

(7) 衛生管理

仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れ、事故防止に努めること。なお、販売商品の瑕疵には担保責任を負うこと。

また、院内感染防止対策を講じること。

(8) 環境衛生

喫茶店内の清掃は運営者が実施すること。また、廃棄物の処理は、廃棄物の発生を抑制するとともに、環境問題に考慮した適切な回収を実施し、再資源化を促進するように努めなければならない。

(9) その他

- ・喫茶店の運営に際し利用者アンケートを最低年1回実施することとし、顧客からの改善要望については、できる限り速やかに対応すること。また、運営者は管理者の求めに応じ、アンケート結果を提出することとする。
- ・食材等の搬入・搬出の時間及び経路については、病院の指示に従うこと。
- ・使用物件は、最善の注意を持って維持管理し、喫茶店の営業以外の用途に供してはならない。
- ・運営者の責に帰すべき事由により病院又は第三者に損害を与えた場合には、すべて運営者の負担と責任において賠償をすること。
- ・初任者研修等、従事者に対する研修は十分に行うこと。
- ・売上報告は毎月10日までに前月の売上げを報告すること。
- ・従業員駐車場は、運営者が用意すること。

- ・その他営業に際し必要な事項が生じた場合は、管理者と協議のうえ決定する。